

# 説 明 資 料

## 〔消費課税①〕

令和 4 年 10 月 26 日 (水)  
財 務 省

## **1. 消費税制度 総論**

2. 国境を越えた役務提供に係る消費税の課題

3. 参考資料（国境を越えた役務提供に係る消費税の課題）

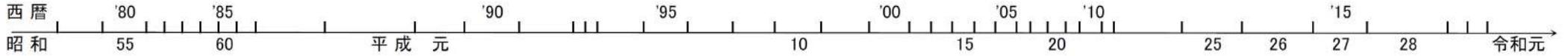
## 消費課税（国税）等の概要（税目ごとの税収等）

税目等	課税対象	令和4年度 予算額
国税収入計	—	億円 700,383
消費課税等計	—	280,459
消費税	資産の譲渡等	215,730
個別間接税等計	—	64,729
酒税	酒類	11,280
たばこ税等	製造たばこ	10,466
揮発油税等	揮発油等	23,115
自動車重量税	検査自動車等	6,766
航空機燃料税	航空機燃料	492
電源開発促進税	一般送配電事業者等の販売電気	3,130
石油石炭税	原油等	6,600
国際観光旅客税	国際観光旅客等の出国	90
印紙税	一定の文書の作成	2,790

（備考）

1. 上記の予算額には、一般会計分（652,350億円）のほかに特別会計分を含む。
2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、これらの税収は、8,453億円である。
3. 印紙税収入の係数は推計である。

# 消費税の歩み



昭53・12・26	昭54・9・26	昭54・12・21	昭61・12・23	昭62・2・5・4	昭62・5・27	昭63・6・14	昭63・7・12	昭63・12・29	平元・4・1	昭2・6・22	昭2・6・26	昭3・5・8	昭3・10・1	昭6・10・14	昭6・11・25	昭9・4・1	昭11・3・17	昭15・3・28	昭16・4・1	昭24・3・30	昭24・8・10	昭25・10・1	昭26・4・1	昭27・3・31	昭28・3・29	昭28・11・18	令和元・10・1
与党一般消費税(仮称)	大平総理遊説先で撤回発言	財政再建に関する決議(衆・参両院)	与党税制の抜本的改革と	売上税法案 国会提出	売上税法案 国会提出	与党税制の抜本的改革大綱 決定	消費税法案 国会提出	消費税法案 国会提出	消費税率導入(税率3%)	消費税率廃止法案(野党案) 否決	両院合同協議会設置(政府案) 廃案	改正消費税法の一部を改正する法律案(議員立法)	改正消費税法の一部を改正する法律案(議員立法)	税制改革関連法案 国会提出	税制改革関連法案 国会提出	改正消費税 施行(税率5%)	消費税率の福祉目的化	所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立	改正消費税法 施行	税制抜本改革法案 国会提出	税制抜本改革法案 可決・成立	消費税率転嫁対策特別措置法 施行	改正消費税法 施行(税率8%)	税率引上げ延期を含む所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立	所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立	税制抜本改革法等の一部を改正する法律案 可決・成立	改正消費税法 施行(軽減税率8%)

56・3・16 臨時行政調査会(土光会長)発足  
58・3・15 解散

○非課税範囲の拡大(家賃等)  
○中小特例措置の縮減  
・簡易課税適用上限:5億円→4億円  
・限界控除適用上限:6千万円→5千万円  
○申告納付回数の増加  
・年税額500万円超:年2回→年4回

○消費税率の引上げ  
3%→5%  
(うち地方消費税1%相当)  
○中小特例措置の縮減  
・免税点制度の見直し:  
資本金1千万円以上の新設法人  
→適用除外  
・簡易課税適用上限:  
4億円→2億円  
・限界控除制度の廃止  
○仕入税額控除制度の見直し  
・「帳簿方式」→  
「請求書等保存方式」

### 個人所得減税の先行実施

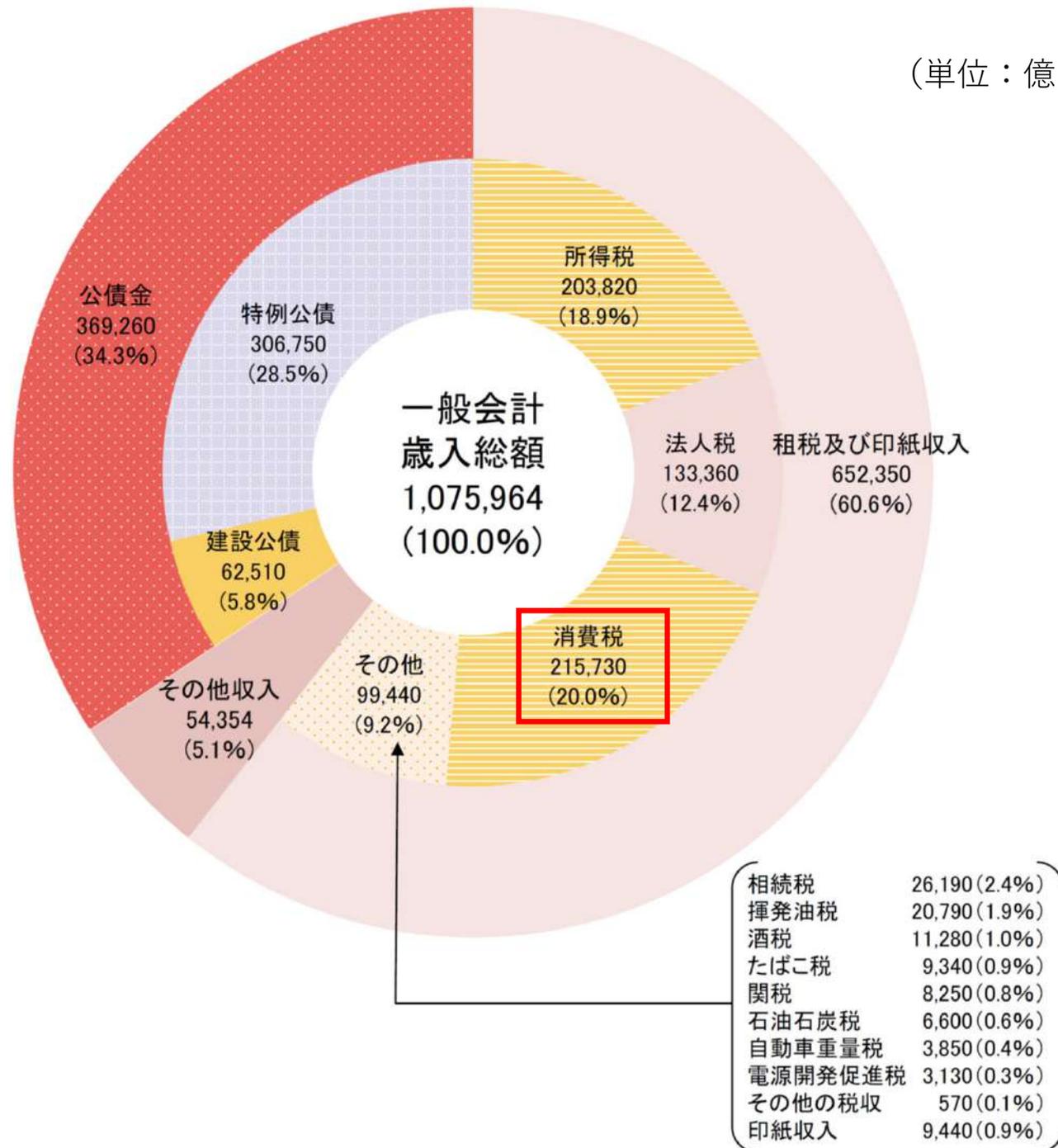
○中小特例措置の縮減  
・免税点適用上限:  
3千万円→1千万円  
・簡易課税適用上限:  
2億円→5千万円  
○申告納付回数の増加  
・年税額6000万円  
(地方消費税込)超:  
年4回→年12回  
○総額表示の義務付け

○消費税率の引上げ  
・26.4.1:5%→8%  
(うち地方消費税1.7%相当)  
・令和10.1※:8%→10%  
(うち地方消費税2.2%相当)  
※時期の変更(27.10.1→29.4.1→令和10.1)  
○社会保障財源化  
○免税点制度の見直し  
・課税売上高5億円超の事業者  
が設立する新設法人→適用除外  
○任意の中間申告の創設  
(年1回)  
(消費税転嫁対策特別措置法)  
○総額表示義務の特例  
(~令和3.3.31※)  
→誤認防止措置を講じていれば  
税抜価格の表示が可能  
※時期の変更(29.3.31→30.9.30→令和3.3.31)

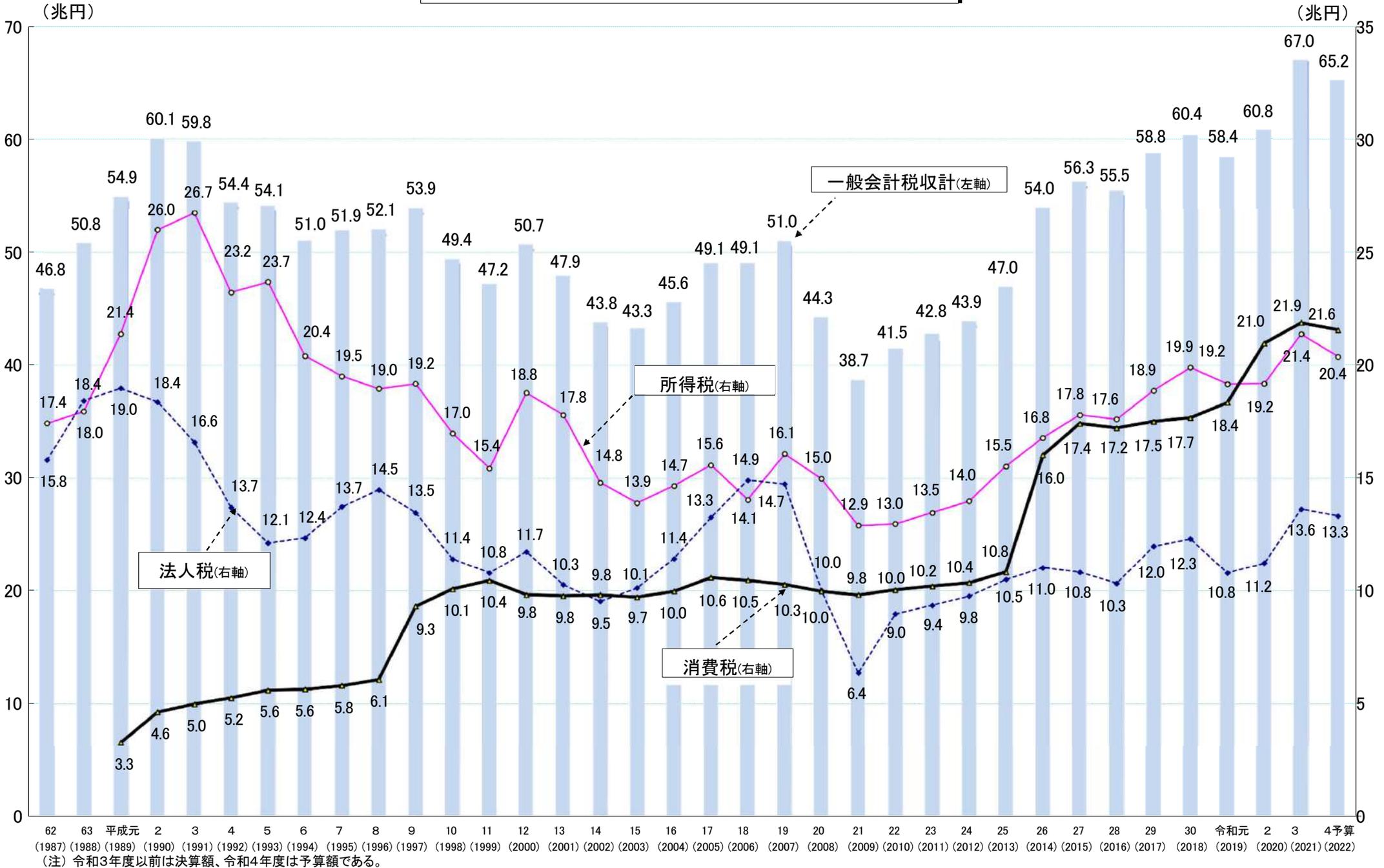
○軽減税率制度  
・令和10.1※  
酒類・外食を除く飲食品及び  
定期購読契約が締結された  
週2回以上発行される新聞→8%  
(うち地方消費税1.76%相当)  
※実施時期の変更(当初29.4.1)  
・令和5.10.1※  
「適格請求書等保存方式(イン  
ボイス制度)」の導入  
※実施時期の変更(当初令和3.4.1)

# 令和4年度における歳入内訳

(単位：億円)



# 一般会計 税収の推移



# 消費税率の引上げと用途の明確化(税制抜本改革)

## ○消費税率の引上げ

・平成26年4月1日 5% → 8%

消費税	4% → 6.3%
地方消費税	1% → 1.7%

・令和元年10月1日 8% → 10%

消費税	6.3% → 7.8%
地方消費税	1.7% → 2.2%

※ 平成27年度税制改正法:税率引上げ時期を変更(平成27年10月1日 → 平成29年4月1日)

※ 平成28年度税制改正法:軽減税率制度を導入(平成29年4月1日)

〔軽減税率〕

8%

消費税	6.24%
地方消費税	1.76%

(注)軽減税率対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

※ 平成28年11月消費税率引上げ時期変更法:税率引上げ時期・軽減税率制度実施の時期を変更(平成29年4月1日 → 令和元年10月1日)

## ○消費税収の用途の明確化

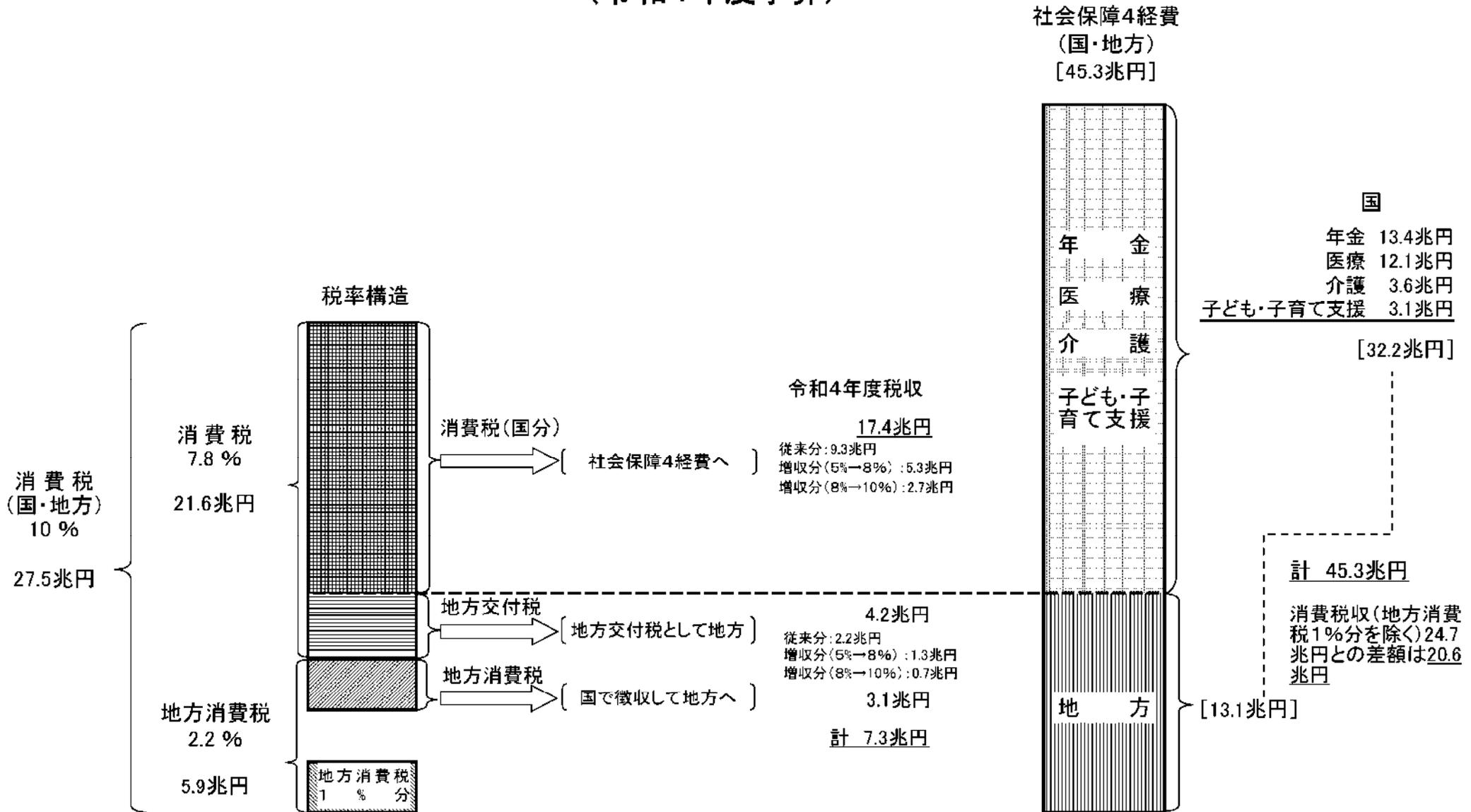
(消費税法第1条第2項)

消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(参考) 地方税法第72条の116

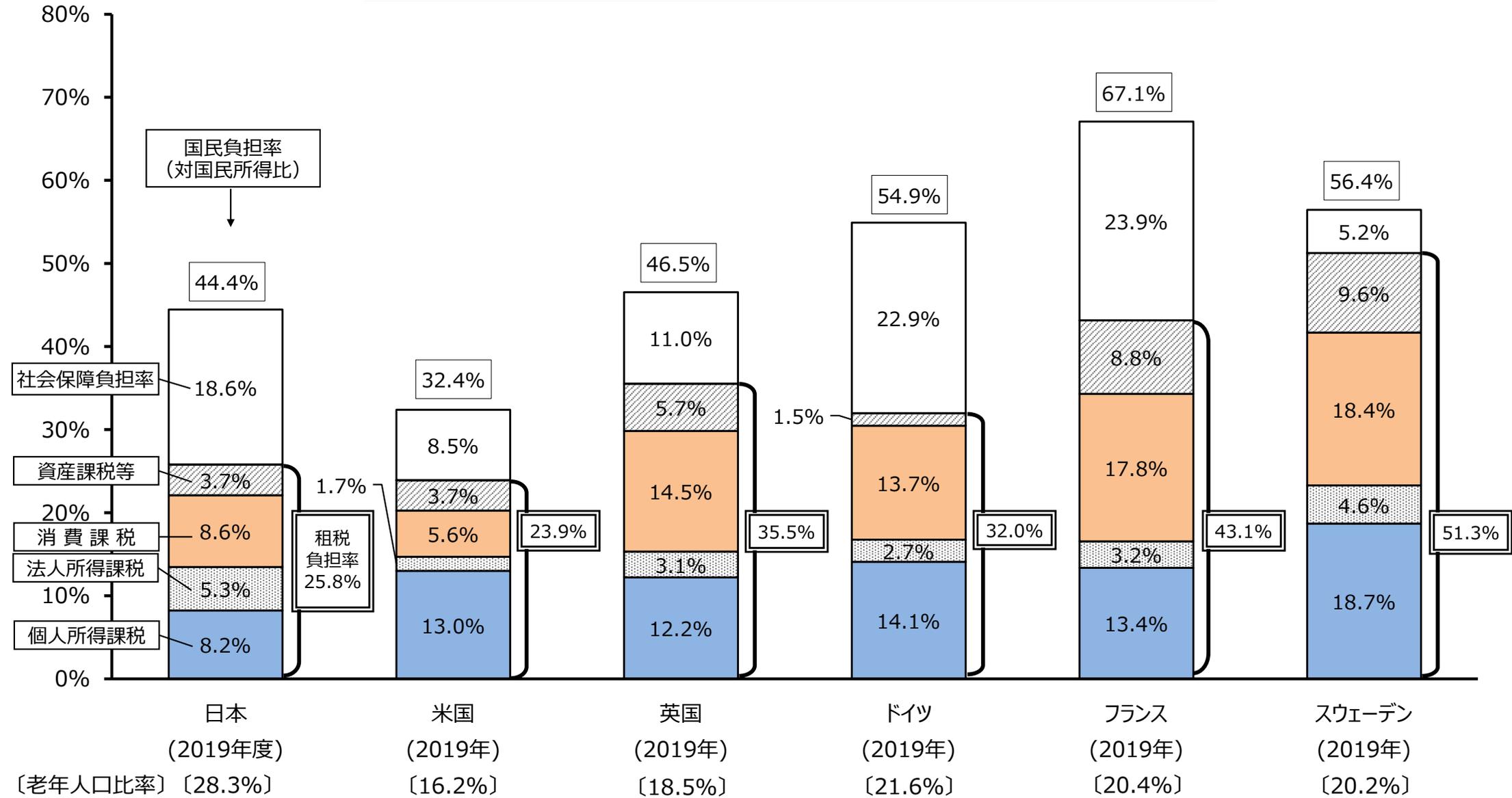
- 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。
- 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

# 消費税の使途 (令和4年度予算)



- (注1) 合計額が一致しない箇所は端数処理の関係による。  
 (注2) 年金の額には年金特例公債に係る償還費等約0.3兆円を含む。  
 (注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。  
 (注4) 令和4年度予算における社会保障の充実には消費税増収分4.01兆円と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果0.4兆円を活用し、合計4.42兆円の財源を確保している。  
 (注5) 酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞については軽減税率8%(国分:6.24%、地方分:1.76%)が適用されている。

# 諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較



(注1) 日本は令和元年度（2019年度）実績。諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2020"及び同 "National Accounts "による。

(注2) 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また個人所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

(注3) 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。

(注4) 老年人口比率については、日本は総務省「人口推計（2019年（令和元年）10月1日現在（補間補正值）」）、諸外国は国際連合 "World Population Prospects: The 2019 Revision Population Database"による。